

### 3 「働き方」改革の現段階―給特法の「廃止」or「維持」の二項対立問題

文科省と財務省の合意は、①教職調整額を令和12年度までに10%への引き上げを行うこととし、来年度に5%とし、以降確実に引き上げる②中間段階(令和9年度以降)で、両省で「働き方改革」や財源確保の状況を確認しながら、その後の調整額の引き上げ方やメリハリ付け、その他の有効な手段なども含めて真摯に検討・措置する③職責や業務負担に応じた給与とする観点から、学級担任への義務教育等教員特別手当の加算や若手教師のサポート等を行う新たな職の創設に伴う新たな等級による処遇を実現すると共に、多学年学級担当手当の廃止など他の教員特有の給与について見直しを行う、の3点だ。要するに給与配分を通じた教員管理、教育政策への貢献度に応じた給与配分をねらったもので、労働時間は関係ない。新階級創設で差別化分断化が進み、中堅層の過労死が増え、待遇が悪化することが懸念される。東京都の「主任教諭」の経験から、生涯給料全体を下げ、下げた上で差別化を図るので、メリハリではなくメリ

揚しているが、超勤支給義務のみ付加しても、今ある財源を前提とした場合は基本給の削減と生活給を求めた長時間労働の加速や「自発的行為」継続で超勤手当の対等ならぬなど、ディストピアが待っている可能性がある。だからこそ、まずは教員の時間外労働を労働時間として認め、対価を払うことが最重要の課題となる。

### 4 出口としての超勤訴訟―埼玉超勤訴訟の意義と課題

国立大学は平成16年度から独立行政法人となり、国家公務員ではなく民間扱いとなった。給特法からも外れたが調整額4%を維持したため、高知大学で労基署に駆け込んだところ、2億円払えとなり、4%を上回る時間外勤務については超勤手当として払うことに落ち着いた。訴えることは有効であり、埼玉の現職小学校教員による訴訟も萩生田文科大臣が「司法の改善要求を重く受け止める」と述べたように、行政や立法にも影響を与える。埼玉の訴訟は労基法32条(一日8時間労働制)違反を正面から問う初めての訴訟で、政府が本来払うべき未払い賃金約240万円を求め訴訟となった。前半戦では原告の時間外労働3777時間23分を「労基法上の労働時間」に該当すると認定し、これを是正しない場合は校長の注意義務違反となる可能性

を認めた。一方、後半戦は労基法37条に基づく超勤手当の請求が認められるかどうかで、こちらは給特法のもとでは適用除外されるとして請求が棄却された。また、国賠法に基づく損害賠償請求が認められるかについては、「労基法上の労働時間」と自主的な労働が渾然一体となっているため校長の注意義務違反は認められず、空き時間や放課後等を差し引いた32時間57分のみを法定労働時間として算出し(控訴審はさらに追加)、損害が軽微なため損害賠償は認められないとした。前半は勝っていたが、後半に大差で負けた印象で、途中でルール変更があり、酒と水両方飲んでいるから飲酒運転ではない、ラーメン一杯くらいなら食い逃げてよいという判決となった。最高裁は上告棄却したが、労働時間についての判断を示していないので、第2次訴訟で判断を促したい。

### おわりに―子どもの権利保障と「働き方改革」

私の師匠である世取山洋介は「子どもが『ねえねえ』と発する言葉に、大人が『なー』と答える人間関係をきちんとつくるといふこと」を重視している。子どもは自分の権利を自分の力で実現できないので、大人に働きかけ、大人を通して実現されるのが子どもの権利であり、意見表明権も大人との受容

的、応答的な関係性を持つ権利と言える。学校においては大人とは教職員のことなので、教師という存在は極めて重要だ。教員の「働き方改革」とは「ねえねえ」「なー」の関係を取り戻すことであり、子どもの成長発達を保障するための教師の仕事を取り戻すことである。そのためには物理的・空間的余裕がないといけない。



いというのが正確で、空き時間は空白の時間とみなす暴論だ。寿司屋のバイトがお客を待っている時間はバイトが出ないのは違法だが、公立の教員の場合は出さなくてよいという不合理を第2次訴訟で訴えたい。

論や手続きがなくなり、ものが言えなくなってきたが、このことをどう考えるか？

Q6 非常勤講師は会計年度任用職員となつて待遇が悪化され、完全実績払いで授業以外は大働きという問題の本質は変わらないと思う。来年度から定期考査の作成や採点、成績処理を学校でやればお金を出すことになったが、それでも訴訟を起こすとアンケートで答えた人もいた。非常勤講師の働き方や賃金・労働時間をどう考えたらよいのか？

Q2 群馬では真教委が提言R4・R5を示し、家庭訪問がなくなつた。提言を受け入れて実効あるものにしていくのも一つの方策ではないか？

Q4 退職して17年が経つが、1980年代に日の丸・君が代の不当配転、組合攻撃があり、組合が弱体化した。職場では民主的な議

Q7 山本知事は「子ども真ん中予算」と言いながら、教育支出は40位台で特別支援が20位台と安上がりな金しか使つてこなかった。インクルーシブと言つても使わないだろうと発信しているがどう思うか？

Q3 広域通信で非常勤講師をしているが、教員が60代・70代ばかりのビジネスモデルは危険で、こちらが主となつたらおしまいだと思う。地学の履修率は0・9%、7・4%の高校しかやっていないので共通テスト受験者数も1350人と非常に少なく、なくなる不安を感じている。公教育の解体や縮小についてどう考えるか？

Q5 埼玉訴訟の相手はどこだったのか？

Q8 36協定を結んで部活動というが、法改正は要らないのか？

Q1 勤務時間を守ろうとする先生と子どものために頑張る先生は対立するの？早く帰ることが子どものためになると思っているがどうなのか？埼玉訴訟では、待ち時間は労働時間ではないということなのか？

Q6 非常勤講師は会計年度任用職員となつて待遇が悪化され、完全実績払いで授業以外は大働きという問題の本質は変わらないと思う。来年度から定期考査の作成や採点、成績処理を学校でやればお金を出すことになったが、それでも訴訟を起こすとアンケートで答えた人もいた。非常勤講師の働き方や賃金・労働時間をどう考えたらよいのか？

A6 正規教員を前提とする話をしてしまつたが、学校現場は非常勤講師への依存度が増している。授業準備は授業時間と同じだけ必要と国会でも議論となつた。均等待遇の原則からポナスも求めるべきだ。

A2 誰が必要か必要でないかを決めるのが問題だ。当事者が決定に参加していること、提言に現場の教員や組合の意見が反映されるプロセスが必要だと思ふ。

A5 県が相手、私は報道で見て後から相談を受けて関わり、労基法32条違反を追加で入れた。服務監督者である市教委も相手にする必要があつたし、給与は県教委なのでこれも被告にするべきだった。立法不作為という点では、政府・文科省を入れるのも議論となる。

A7 インクルーシブは通常学級に入れるのだけでは安上がりで、包括性を高めないとできないことを強調したい。維新の会は高校授業料無償化で公立私立を競わせ、公立を潰す淘汰をしている。公教育を縮小し市場原理に委ねる方向はまゆつば物だ。

A3 救われる子がいて選択肢が広がるのはよいことだが、今の学校教育がニーズに応えきれないから起きているとも言える。ニューヨークでは高校の中に託児所がある。学校本来を充実させていくことが求められる。

A4 訴訟だけでは動かない部分があり、現状を変える声を組合がどう響かせるかがカギとなる。司法が動けば立法・行政も動かなければならぬから、裁判で要求して変えるのが本筋で、組合による集団訴訟も視野に入れた方がよい。退職後も3年間は訴えることができるので、報復を心配しなくてよい退職者は訴えやすいと言える。若い人に組合はこうして変えようとしているとアピールすることに

A8 事務職員は36協定を結んでおり、これを教員にまで広げる必要がある。部活動は4項目以外なので労使の合意がないとできない。何人が、何時間、どれだけの勤務を、どれだけの期間やるのか、やりたくない人は当然やらなくてもよい形で結ばばよい。校長と代表が結ばばよいので法改正は要らない。そもそも部活動は副業としてやるべきで、アメリカのアフタースクールプログラムでは公募形式でヘッドコーチを教員がやっているケースもある。